

長	期
群 交 規 第 9 5 号	
令 和 3 年 3 月 2 2 日	

各 警 察 署 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

信号機等交通安全施設に対する地点名標識板の共架に関する取扱いについて
(通達)

信号機等交通安全施設に対する地点名標識板の共架については、「信号機等交通安全施設に対する地点名標識板等の共架に関する取扱いについて」（平成15年7月9日付け群交規第424号通達。以下「旧通達」という。）に基づき適正な取扱いを図ってきたところであるが、近年の交通安全施設の老朽化の状況を考慮し、共架物の承諾作業を厳密に行い、老朽化した信号機等交通安全施設への共架物に係る脱落事故及び地点名称の重複・類似等による道路利用者の混乱等の影響を防止するため、別添のとおり「地点名標識板共架要領」の一部を改正したので、誤りのないよう対応されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 主な改正点

(1) 新たに交通安全施設へ共架する際の取扱い

取付け場所となる車両灯器用アーム等の老朽化状況の確認をこれまでよりも厳密に行うため、道路管理者は

申込みを信号交差点ごとに行う

地点名標識板の取付け位置を明示する

こととした。

(2) 既に共架している地点名標識板の取扱い

同板や金具が老朽化のため腐食したり、色褪せにより地点名称が判読できないものが散見されるため、

道路管理者が定期点検を実施する

交通安全施設の管理責任者が承諾を取り消す場合について明示する

こととした。

2 共架要領

別添「地点名標識板共架要領」のとおり

別添

地点名標識板共架要領

(適用範囲)

- 1 この要領は、道路管理者が群馬県公安委員会の管理に係る信号機等の交通安全施設に、地点名標識板（以下「標識板」という。）を共架する場合に適用する。

(手続)

- 2 道路管理者（以下「乙」という。）が標識板の共架を行う場合は、総括信号機等管理責任者である交通部交通規制課長（以下「甲」という。）に対し、次の手続を執らなければならない（別表 1 「地点名標識板共架事務手続流れ図」のとおり。）。
 - (1) 乙は、別記様式 1 「地点名標識板共架申込書」（以下「申込書」という。） 2 部を当該交通安全施設の設置場所を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）を経由して甲に提出すること。
 - (2) 管轄署長は、受理した申込書の内容を確認し、別記様式 2 「地点名標識板調査表」（以下「調査表」という。）に基づき申込場所の現地調査及び地点名称の整合性を確認し、可否の意見を付けて甲に送付すること。
 - (3) 甲は、申込書及び調査表の記載事項を審査し、共架に関する条件を満たすと認めるときは、「地点名標識板共架承諾書」（以下「承諾書」という。）甲欄に記名の上、1 部を保管し、1 部を管轄署長経由で乙に交付し、共架を承諾するものとする。
 - (4) 管轄署長は、承諾書を複写し署の控えとした後、乙に交付する。
 - (5) 乙は、承諾書を受理した後、工事に着工すること。工事が完成したときは、別記様式 3 「竣工届」 1 部を管轄署長を経由して甲に提出すること。
 - (6) 甲は、竣工届の確認を持って手続を完了とする。
 - (7) 甲は、前記(3)により審査した結果、承諾できない場合は、理由を付して申込書 2 部とも管轄署長を経由して乙に返却し、当該申込書は無効とする。
 - (8) 共架申込みに係る交通安全施設の使用料は無料とする。
 - (9) 承諾書の効力は永年とし、廃止又は承諾の取消しを行うまで有効とする。

(仕様)

3 共架に関する仕様

(1) 地点名標識板

形状及び文字は、「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第2「案内標識」のうち「主要地点(114の2A及び2B)」によるものとする。

形状は、車両灯器用アームに共架する場合、そのアーム長に応じて

車両灯器用アーム1.0m以下の場合 縦型(114の2B)

車両灯器用アーム1.5m以上の場合 横型(114の2A)

を使用することとする。

(2) 設置高さ

車道の路面から標識板の最下端までの高さは、5.0m以上を確保すること。

(3) 既設標示板との関係

既に「押ボタン式」「感応式」「時差式」「歩車分離式」等の標示板、又は交通規制標識が設置されている場合、その視認性を妨げるもののない方法で設置すること。

(点検・維持管理)

4 乙による点検・維持管理

(1) 標識板の維持管理は乙の責任において行うこと。

(2) 概ね5年を目安に点検実施に努め、標識板の色褪せ、金具の腐食等の有無を確認すること。また、必要に応じて標識板及び金具の更新をすること。

(3) 甲から点検実施状況の確認を求められた場合、直近の点検実施状況を書面・写真等により報告すること。

5 甲による移転等の要請

(1) 甲は、交通安全施設の工事に当たり標識板の移転又は撤去が必要となったときは、乙に対しその旨を30日前までに通知することとし、乙は、その申出を受けたときは標識板を自己の負担で速やかに移転等措置すること。

- (2) 前記場合の例外的に、甲が移転等の工事を行う場合、甲は乙に対しその旨工事前に連絡し、乙の承諾を得るものとする。また、乙は工事完了後の状況を確認し、必要に応じて修正工事を実施すること。

(共架の変更・廃止)

6 共架の変更

- (1) 申込書の内容に変更が生じたときは、申込書を再度提出すること。

変更が生じたときとは

- ・申請者（道路管理者）の変更時
- ・設置枚数の変更（増設）時
- ・設置位置の変更時
- ・名称の変更時

- (2) 軽微な変更時は、竣工届の提出又はその他方法により甲へ通知すること。

軽微な変更時とは

- ・標識板等の更新時
- ・設置枚数の変更（減設）時
- ・甲による移転等の要請に基づく措置時

7 共架の廃止

乙は、標識板を廃止するときは、自己の負担で標識板を撤去し、廃止した旨を軽微な変更時と同様に甲へ通知すること。

(承諾の取消し)

- 8 前記各号に反するときは、甲は乙に対し改善を指導し、改善が認められない場合は承諾を取り消すことができる。

承諾を取り消されたときは、乙は速やかに自己の負担で標識板を撤去すること。

(改正)

- 9 この共架要領は、令和3年4月1日から施行し、旧通達に基づく「地点名標識板共架要領」は同日をもって廃止する。

別表1

地点名標識板共架 事務手続流れ図

